

さいたま市公告（調達）第 25 号

さいたま市水道局公告（調達）第 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 15 年さいたま市規則第 132 号）第 3 条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 15 年水道部企業管理規程第 23 号）第 3 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 17 日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小島 豪 彦

1 資格審査の申請区分

(1) 建設工事

資格審査は、次表に掲げる建設業の種類（以下「業種」という。）ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

(2) 設計・調査・測量

資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他

(3) 土木施設維持管理

2 競争入札に参加することができる者

令和 7 年度競争入札に参加することができる者は、さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、令和 7・8 年度さいたま市競

争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

### 3 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(5) 建設工事及び土木施設維持管理について、名簿登載者が、次のいずれかの届出を行っていないとき（当該届出の義務がない者を除く。）は、競争入札に参加することができない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

### 4 資格審査を受けることができない者

(1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 11(1)エ、オ又は(2)イに該当する者として抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(3) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(4) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者

- (6) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている業種又は業務について、資格審査を受けようとする者

## 5 資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を添えて、市長等に申請するものとする。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

イ 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行うものとする。

### (2) 申請書等の取得方法

ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

イ さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

### (3) 資格審査の申請受付

#### ア 受付期間

本公告日から令和8年3月31日まで。ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

#### イ 受付場所

(ア) 5(2)アに同じ

(イ) 5(2)イに同じ

### (4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

### (5) 資料等の請求

市長等は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

## 6 資格審査基準日

### (1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

### (2) 設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、

各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

## 7 代理人

- (1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。
- (2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。
- (3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

## 8 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和8年3月31日まで

### (2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示するので当該公示に基づき申請すること。

## 9 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

## 10 変更等の届出

- (1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出るものとする。
- (2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。
  - ア 3(1)アに該当する者となったとき。
  - イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。
  - ウ 営業停止命令を受けたとき。
  - エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
  - オ 金融機関に取引を停止されたとき。
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
  - キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

## 11 資格者名簿からの抹消

- (1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
  - ア 3(1)に該当する者となったとき。
  - イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。
  - ウ 金融機関に取引を停止されたとき。
  - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第

8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 10(1)又は(2)（ウ及びエに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 資格者名簿に登載されている業種又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

## 1.2 その他

詳細は、令和7年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人のみ対象】		○	○	○
「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
欠格事由に関する誓約書【後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書が提出できない個人事業主のみ対象】		○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】		○		○
建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（写し可）		○		
建設業許可申請書（様式第一号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し		○		
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し【代理人を設置する場合のみ対象】		○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】		○		
登録状況を証明する書類の写し			○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○	○

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合のみ対象】		○	○	○
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】		○	○	○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】		○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】		○	○	○
納税状況等照会同意書兼誓約書		○	○	○
資本関係・人的関係調書		○	○	○
受付証		○	○	○
申請情報調書		○	○	○